

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 2 月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600530号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600201号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年12月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年12月から平成18年4月までは15万円を16万円、同年5月から同年8月までは15万円を19万円、同年9月から平成20年8月までは16万円を19万円、同年9月から平成22年8月までは16万円を18万円、同年9月から平成25年8月までは16万円を17万円とする。

平成17年12月から平成25年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月から平成25年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成17年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成20年9月1日から平成26年8月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成17年11月は16万円、平成20年9月から平成22年8月までは20万円、同年9月から平成26年7月までは22万円とする。

平成17年11月及び平成20年9月から平成26年7月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(平成17年11月及び平成25年9月から平成26年7月までは訂正前の標準報酬月額、平成20年9月から平成25年8月までは厚生年金特例法による前述の第1の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成26年8月1日から平成27年11月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成26年8月から平成27年10月までは16万円を22万円とする。

平成26年8月1日から平成27年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のA社における標準賞与額を平成17年12月2日は2万円、平成19年10月31日は14万円、平成20年7月1日及び同年10月31日は10万円に訂正することが必要である。

平成17年12月2日、平成19年10月31日、平成20年7月1日及び同年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年11月1日から平成26年8月1日まで
② 平成26年8月1日から平成27年11月1日まで

- ③ 平成 17 年 12 月 2 日
- ④ 平成 19 年 10 月 31 日
- ⑤ 平成 20 年 7 月 1 日
- ⑥ 平成 20 年 10 月 31 日

ねんきん定期便により、A社における請求期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されていることを知った。

また、A社における請求期間③、④、⑤及び⑥に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことも分かった。

請求期間①から⑥までの各期間について、給与明細書等を提出するので、当該各期間の標準報酬月額又は標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 17 年 12 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、前述の期間は、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日（平成 28 年 9 月 1 日。以下「訂正請求受付日」という。）において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の前述の期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月までは 16 万円、同年 5 月から平成 20 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から平成 22 年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から平成 25 年 8 月までは 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の前述の期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答を得られないが、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が同額であることから、事業主から社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に当該届が提出され、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 17 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であるところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料を事業主が源泉控除していたことが必要であるが、請求者から提出された給与明細書には、当該期間の厚生年金保険料を控除したことが記されていない上、このほかに当該保険料を控除された事情が見当たらないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であり、前述の第 3 の 1 と同様に厚生年金特例法が適用される期間であるところ、請求

者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

一方、請求者は、請求期間①の標準報酬月額の記録について、年金給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、実際に支払われた給与額に見合う標準報酬月額に訂正することを求めているところ、この場合の記録訂正に当たっては、厚生年金保険法が適用され、請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額を超える場合、当該請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額を当該期間の標準報酬月額として認定することになる。

したがって、請求者の前述の期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、平成17年11月は16万円、平成20年9月から平成22年8月までは20万円、同年9月から平成26年7月までは22万円に訂正することが妥当である。

ただし、前述の期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、前述の事情から、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成17年11月及び平成25年9月から平成26年7月までは訂正前の標準報酬月額、平成20年9月から平成25年8月までは厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、当該期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

- 4 請求期間③、④、⑤及び⑥について、当該各期間は、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であるところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、厚生年金保険料を事業主が源泉控除していたことが必要となるが、請求者から提出された当該各期間に係る明細書、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票において、当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料を控除された事情は見当たらないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

一方、請求者は、請求期間③、④、⑤及び⑥の各期間に係る標準賞与額の記録について、年金給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、実際に支払われた賞与額に見合う標準賞与額に訂正することを求めているところ、この場合の記録訂正に当たっては、厚生年金保険法が適用され、請求者の賞与額に見合う標準賞与額を当該各期間の標準賞与額として認定することになる。

したがって、請求者から提出された当該各期間に係る明細書により確認できる賞与支給額から、請求者の標準賞与額を、請求期間③は2万円、請求期間④は14万円、請求期間⑤及び⑥はいずれも10万円に訂正することが妥当である。

ただし、請求期間③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、前述の事情から、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600557号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600202号

第1 結論

A社における請求者の平成26年2月1日から平成28年3月7日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成26年2月から同年8月までは18万円を34万円、同年9月は18万円を36万円、同年10月から平成27年8月までは18万円を41万円、同年9月から平成28年2月までは18万円を38万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年2月1日から平成28年3月7日まで

年金記録を確認したところ、A社における標準報酬月額が、給与支給明細書の支給額よりも低く記録されていることが分かった。

給与支給明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額について、年金給付に反映するように、実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は18万円と記録されているが、請求者から提出された給与支給明細書、給与所得の源泉徴収票及びA社からの給与振込が確認できる預金通帳の写しにより、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

また、日本年金機構B事務センターは、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、「請求者から提出された給与支給明細書により確認できる報酬月額の状況から、平成26年2月から同年8月までは34万円、同年9月は36万円、同年10月から平成27年8月までは41万円、同年9月から平成28年2月までは38万円である。」旨回答している。

したがって、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等から、平成26年2月から同年8月までは34万円、同年9月は36万円、同年10月から平成27年8月までは41万円、同年9月から平成28年2月までは38万円とすることが妥当である。